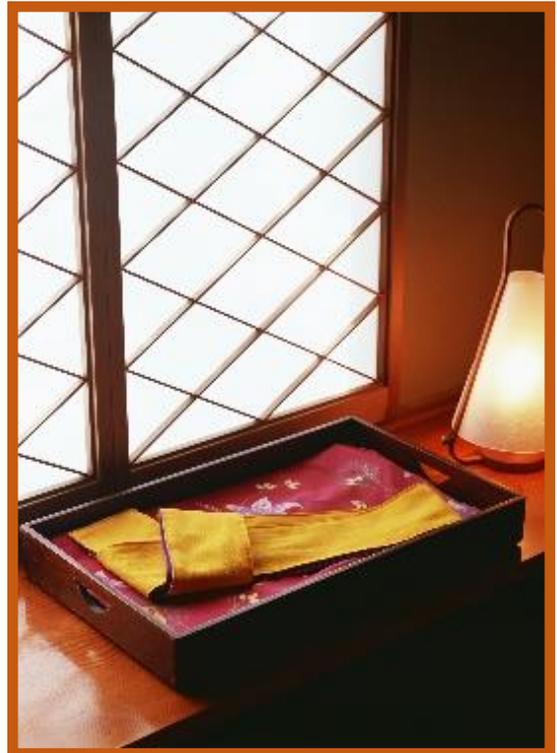


生成AIの利用 ③ 一国のガイドラインから

適切でないと考えられる例

- ① 生成AI自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において、自由に使うこと。
- ② コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること。
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使うこと。
- ④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使うこと。
- ⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成AIから生徒に対し回答させること。
- ⑥ 定期考査や小テストなどで子供たちに使うこと。（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。）
- ⑦ 児童・生徒の学習評価を、教師がAIからの出力のみをもって行うこと。
- ⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成AIに相談させること。



※ あくまでも例示であり、個別具体的に照らして判断する必要があります。